

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第五十三号

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

#### 「第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条・第七条）

目次中 第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条―第四十条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十一条

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十四条―第四十八

を「第二章 削除」に、「第五十三条」を「第五十二条の二」に、

―第四十三条）

条）

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針（第九十八条）

第二節 人員に関する基準（第九十九条・第一百条）

第三節 設備に関する基準（第一百一条）

第四節 運営に関する基準（第二百二条―第一百九条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百十条―第一百十三条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百十四条―第一百七条）

を「第七章 削除」に、「第二百二一条」を「第二百十条の二」に改める。

第二章を次のように改める。

## 第二章 削除

### 第五条から第四十八条まで 削除

第五十条第三項中「指定居宅サービス等基準等条例」を「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）」に改める。

第三章第四節中第五十三条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

**第五十二条の二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族

が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

**第五十二条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第五十二条の四** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

**第五十二条の五** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十二条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

**第五十二条の六** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第五十二条の七** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提

供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（介護予防支援事業者等との連携）

**第五十二条の八** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第五十二条の九** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第五十二条の十** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。（介護予防サービス計画等の変更の援助）

**第五十二条の十一** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の

必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第五十二条の十二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第五十二条の十三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十三条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第五十三条の二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第五十三条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十六条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

**第五十六条の二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

**第五十六条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第五十六条の四** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第五十六条の五** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は

当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第五十六条の六** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第五十六条の七** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第五十六条の八** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

**第五十六条の九** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第五十六条の十** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第五十六条の十一** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十七条第二項第一号中「次条において準用する第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第五十八条を次のように改める。

(報告)

**第五十八条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため知事が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第六十三条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問

入浴介護事業所」に改める。

第六十四条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに」を削り、「第四節（」の下に「第五十二条の九、」を加え、「及び第五十八条」を「並びに第五十六条の八第五項及び第六項」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」に、「第二十条第一項」を「第五十二条の十三第一項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とを削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」の下に「」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」を加える。

第七十五条第二項第四号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第七十六条中「第九条、第十条、第十二條から第十四條まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十八条まで、第四十条及び第五十条」を「第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の十一まで及び第五十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」に、「第十四條中」を「第五十二条の七中」に改め、「病歴」の下に「」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第八十五条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第八十六条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条」を「第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」に、「第十四条中」を「第五十二条の七中」に改め、「病歴」の下に「」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第八十八条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性

のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第一百七十七条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十四条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第九十五条中「第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条」を「第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十二条の二及び第五十六条の四中」「第五十六条」に、「第十四条中」を「第五十二条の七中」に、「第十九条中」を「第五十二条の十二中」に改め、「利用者」の下に」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第七章を次のように改める。

## 第七章 削除

### 第九十八条から第一百七十七条まで 削除

第八章第四節中第二百一十一条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

**第二百二十条の二** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

い指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準第一百八条の二第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

**第二百十條の三** 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二條の次に次の三條を加える。

(勤務体制の確保等)

**第二百二十二條の二** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者

の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

い。

(定員の遵守)

**第二百二十二条の三** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第二百二十二条の四** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第二百二十四条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第四号中「第三十条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第二百五条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第七十条、第一百条及び第一百四条から第一百六条まで」を「第十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」に、「第十四条中」を「第五十二条の七中」に改め、「第一百四条第三項及び第四項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第二百二十七条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又

はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれていた環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十八条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百三十五条第二項中「第九条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第四百一条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第四百一条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

**第四百一条の二** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四百四十四条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第五号中「第三十

五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第四百五十五条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第四十条及び第七十条」を「第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第二百二十二条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十六条の四中「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百四条第三項及び第四項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第六十二条中「第四百十二条」を「第四百十一条の二」に、「第四百四条」を「第四百二十二条の二」に改める。

第六十八条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「をいう。」の下に「」若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第六十九条第四項、第七十二条第二項及び第七十三条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第七十四条中「第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第四百四条、第七十条」を「第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十二条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十六条の九から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二」に、「第二十条第一項」を「第五十二条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二条中

」を「第五十三条の二中」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十六条の四中」「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百四条第三項及び第四項中「介護予防通所介護従業者」を「第百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」の下に「」と、第百四十一条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」を加える。

第百八十三条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第五号中「第三十条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第百八十四条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第百四条」を「第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条、第百二十二条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十六条の四中」「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百四条第三項及び第四項中「介護予防通所介護従業者」を「第百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第百九十四条第三項中「第二百七条第一項」を「第二百七条」に改める。

第百九十九条中「第百四条」を「第百二十二条の二」に改める。

第二百五条第三項を削る。

第二百六条第一項第二号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二号第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号ア中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上」を削る。

第二百九条第四項中「第九条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第二百十一条を次のように改める。

## 第二百十一条 削除

第二百十九条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第二百二十条中「第十二条、第十三条、第二十二条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第四十条、第五十四条、第五十五条、第七百七条」を「第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第四百四十一条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第二十五条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十四条」を「第五十四条及び第五十六条の四」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」の下に「、同条中「第五十六条」とあるのは「第二十五条」」を加える。

第二百二十八条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百三十三条第四項中「第九条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第二百三十五条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の下に「又は法第一百五十五条の四五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」に改め、「サービス等基準等条例第一百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第一百五十五条の四五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号に規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介

護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第二百三十六条第二項第四号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十七条中「第十二条、第十三条、第二十二条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第四十条、第五十四条、第五十五条、第一百七条」を「第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第四百四十一条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十六条の四中「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二条第一項及び第二項中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第五十六条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第二百四十六条の見出し中「確保等」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽きんらんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百五十条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十二条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第四号中「第三十条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第二百五十一条中「第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第三十二条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条並びに第四百四条第一項及び第二項」を「第

五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第二百二十二条の二第二項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十二条の二中「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十二条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十二条の八第二項」に、「第十九条中「訪問介護員等」を「第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二十条第一項」を「第五十二条の十三第一項」に、「第二十二条中」を「第五十三条の二中」に、「第百四条第二項」を「第百二十二条の二第二項」に改める。

第二百五十四条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第二百五十六条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条並びに第百四条第一項及び第二項」を「第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十六条の九から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第百二十二条の二第一項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十二条の二中「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十二条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十二条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十二条の十二」に、「第二十条第一項」を「第五十二条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二条中」を「第五十三条の二中」に、「第百四条第二項」を「第百二十二条の二第二項」に改める。

第二百六十四条第二項第二号中「第二十四条」を「第五十三条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十六条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十六条の十第二項」に改める。

第二百六十五条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十四条、第三十条、第三十二条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第百四条第一項及び第二項」を「第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十二まで、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の三、第五十六条の五か

ら第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二第一項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十二条の二第一項中「第五十六条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十二条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十二条の八第二項」に、「第十九条中」を「第五十二条の十二中」に、「第四百四条第二項」を「第二百二十二条の二第二項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第五条から第四十八条までの規定は、なおその効力を有する。

**第三条** 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準等条例第六条第二項及び第五項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六條第二項</p>	<p>指定訪問介護事業者（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第六條第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）</p>			<p>法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前條に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p>
<p>第六條第五項</p>	<p>指定訪問介護の事業</p>	<p>指定居宅サービス等基準等条例第六條第一項から第四項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>	<p>第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者</p>
<p>第八條第二項</p>	<p>指定訪問介護事業者</p>	<p>指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護</p>	<p>指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第五條に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業</p>	<p>当該第一号訪問事業</p>
<p>指定訪問介護事業者</p>	<p>第六條第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者</p>			

指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
指定居宅サービス等基準等条例第八條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準等条例第四十四條第三項及び第四十六條第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十四條第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第四十四條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第四十六條第二項	同項及び同條第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十六條第二項	基準該当訪問介護の事業	第四十四條第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準等条例第四十六條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

**第四条** 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条

の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。

）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧指定介護予防サービス等基準等条例第九条から第十五条まで（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第十六条（第九条において準用する場合に限る。）、第十八条（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第十九条（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第二十条（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第二十一条から第三十四条まで（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項から第四項まで（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第三十五条第五項及び第六項（第九条において準用する場合に限る。）、第三十六条から第三十八条まで（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第四十条（第九条及び第一百七条において準用する場合に限る。）、第九十八条から第一百七十七条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九条第四項、第七十二条第二項及び第七十三条の規定は、なおその効力を有する。

**第五条** 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準等条例第九十九条第一項第三号及び第八項並びに第一条第五項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十九条第 一項第三号	指定通所介護事業者（指定居 宅サービス等基準等条例第百	法第一百五十五条の四十五第一項第 一号口に規定する第一号通所事
-----------------	--------------------------------	------------------------------------

	<p>一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）</p>	<p>業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p>
<p>第九十九条第八項</p>	<p>指定通所介護事業者</p> <p>指定通所介護の事業</p> <p>指定居宅サービス等基準等条例第一百一条第一項から第七項までに規定する</p>	<p>第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</p> <p>当該第一号通所事業</p> <p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>
<p>第一百一条第五項</p>	<p>指定通所介護事業者</p> <p>指定通所介護の事業</p> <p>指定居宅サービス等基準等条例第一百三十一条から第四項</p>	<p>第九十九条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</p> <p>当該第一号通所事業</p> <p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>

までに規定する

2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準等条例第百十四条第一項第三号及び第七項並びに第百十六条第五項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第百三十三条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第百十四条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準等条例第百三十三条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十六条第五項	基準該当通所介護の事業	第百十四条第一項第三号に規定する第一号通所事業

	<p>指定居宅サービス等基準等条例          第三百三十五条第一項から第          四項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該一号通所          事業の</p>
--	---	---------------------------------------

**第六条** 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの条例による改正後の奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第二百三十五条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者（」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2 新指定介護予防サービス等基準等条例第二百三十五条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合にあつては、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」とする。